

令和7年度答申第51号
令和7年10月27日

諮問番号 令和7年度諮問第54号（令和7年9月2日諮問）
審 査 庁 厚生労働大臣
事 件 名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に雇用されていた労働者の業務上の死亡事故について遺族補償一時金及び葬祭料が支給されたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、当該死亡事故は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するとして、同項の規定に基づき、当該支給に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する決定（以下「本件決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）労災保険法31条1項3号は、政府は、事業主が故意又は重大な過失に

より生じさせた業務災害の原因である事故について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができると規定する。

(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）

21条2項は、事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならないと規定し、安衛法27条1項は、上記の規定により事業者が講ずべき措置は厚生労働省令で定める旨規定する。

これを受けて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）519条1項は、事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならないと規定し、同条2項は、事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、解体工事、土木工事、産業廃棄物処理を主たる事業とする株式会社であり、令和5年4月1日から、B都道府県C市にある建築物（以下「本件建築物」という。）の解体工事現場（以下「本件現場」という。）において本件建築物の解体作業を行っていた。本件建築物は、鉄筋コンクリート造の社屋3階建てで、社屋上部に塔屋（以下「本件塔屋」という。）があり、本件塔屋は、北側が3階建て、南側が4階建て（地上から24.5メートルの高さ）であった。また、本件建築物の東面には、枠組み足場（以下「本件足場」という。）が設置されており、本件足場と本件建築物との間には1.01メートルの間隔があった。

（災害調査復命書、現在事項全部証明書）

(2) D（以下「本件被災者」という。）は、令和5年6月5日午前8時40分頃から午前11時30分頃まで、本件塔屋の4階屋上において、予定されていた本件建築物の解体作業（コンクリートがらの集積作業や鉄筋のガス溶断作業）を行っていた。なお、同日11時30分頃から同日午前11

時40分頃までの間、本件被災者の作業状況を目撃した者はいない。同日11時40分頃、本件被災者の同僚等が、本件被災者の声及び何らかの落下音を聞き、音がした方向を確認したところ、本件足場及び本件建築物との間の地面に本件被災者が倒れているのを発見した。本件足場の破損状況、本件被災者が倒れていた位置、本件塔屋4階屋上の東面パラペットの端に残っていた足跡から、本件被災者は、本件塔屋4階屋上の東面パラペットの端から墜落したと推測される。その後、本件被災者は病院へ搬送されたものの、頭部外傷による脳挫滅により死亡した（以下「本件災害」という。）。

（災害調査復命書）

- （3）本件被災者の娘は、令和5年7月18日、E労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、遺族補償一時金の支給に係る請求をし、本件被災者の父親は、同月19日、本件労基署長に対し、葬祭料の支給に係る請求をした。

本件労基署長は、令和5年10月26日付けで、本件災害は業務上の事由によるものであるとして、本件被災者の娘に対し、遺族補償一時金100万2千3000円の支給を決定し、本件被災者の父親に対し、葬祭料6万1千5690円の支給を決定した。

（遺族補償一時金支給請求書、葬祭料請求書、各支払決議書）

- （4）処分庁は、令和7年1月24日付けで、審査請求人は労災保険法31条1項3号の規定に該当すると認められるとして、同条の規定に基づき、審査請求人から本件災害についての保険給付に要した費用に相当する金額の一部である31万9千1607円を徴収する旨の決定（本件決定）をした。徴収金額の内訳は、遺族補償一時金分300万6900円、葬祭料分18万4千707円である。

（労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書）

- （5）審査請求人は、令和7年2月4日、審査庁に対し、本件決定を不服として、審査請求をした。

（審査請求書）

- （6）審査庁は、令和7年9月2日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

以下のとおり、本件決定の取消しを求める。

(1) 本件災害時の状況を見た者がいないため、本件被災者の墜落原因は不明である。本件災害前、本件被災者が行っていた作業は立馬を使用しての鉄筋切断作業であり、その作業を終えて休憩時間に入った時に本件災害は発生した。よって、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故には該当しない。

(2) 本件被災者の死亡と安衛法違反との間の直接原因は認められない。

本件災害当時、本件被災者が作業に使用していた器具等が片付けられていたことから、本件被災者は、作業を終了していたことが明らかである。また、本件被災者の被災状況、特に作業終了後の行動については、他の作業員の目撃情報もなく、墜落原因も不明であること等から、本件被災者の死亡との間の直接原因は認められない。

(3) 本件災害時において、本件被災者がいた場所は、E労働基準監督署の是正勧告書による、作業床設置が当然に必要とされる場所ではなく、また、手すり、覆いの設置、ないし安全带を使用させる義務が認められる場所でもない。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の論点は、本件災害が、労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するか否かについてである。

2 判断の枠組み

(1) 安衛法21条2項、安衛則519条1項及び2項によって、事業者に課せられた措置義務は、労働災害防止のための最低基準として定められた義務であり（安衛法3条）、事業者が安衛則に規定された義務を全く履行しなかったことにより労働災害が発生したときは、当該事業者には重大な過失があるというべきである。

(2) 「労働者災害補償保険法第25条（事業主からの費用徴収）の規定の取扱いについて」（昭和47年9月30日付け基発第643号労働省労働基準局長通達）（以下「本件局長通達」という。）記の2（1）イにおいて、事業主が「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故が発生させたと認められるとき。」に該当する場合に労災保険法31条1項3号の規定

を適用することとされており、安衛則に定める危険防止措置は法令に規定された直接的かつ具体的な措置であることから、事業主が安衛則の規定に明白に違反したため事故を発生させたと認められるときは、労災保険法31条1項3号の規定を適用することとなる。

(3) 「労働者災害補償保険法第31条第1項第3号に基づく費用徴収の適正な取扱いについて」(平成24年3月29日付け基労補発0329第2号厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長通達。以下「本件課長通達」という。)記の1において、「何ら防止措置を講じていなかったと認められる場合に費用徴収すべき事案に該当するものであり、不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていたと認められるときには、該当しない」等とされている。

(4) したがって、事業主が労働災害防止のための最低基準として定められた安衛則の規定に明白に違反し、かつ、何ら防止措置を講じていなかったと認められる場合に限り、事業主が故意又は重大な過失により業務災害を生じさせたものとして、労災保険法31条1項3号の規定を適用することとなる。

3 本件災害の発生原因等は、以下のとおりである。

(1) 高さが2メートル以上の高所での作業を行う場合の危険を防止するための措置については、安衛法21条2項、安衛則519条1項及び2項に規定されているところ、本件においては、審査請求人は地上から24.5メートルの高さの本件塔屋の4階屋上の端に囲い、防網等を設置しておらず、本件被災者に要求性能墜落制止用器具を使用させていなかった。

(2) 現場代理人は、高所で作業すると墜落する危険があることを認識しておきながら、本件被災者に要求性能墜落制止用器具を使用する旨の指導を行っていなかった。

(3) 本件現場では、危険予知活動やリスクアセスメントが実施されているものの、「高所からの墜落」といった危険性の特定が抽象的で不十分であり、事前の対策が不十分であった。

(4) 本件被災者は保護帽を着用していたものの、本件塔屋の4階屋上は地上からの高さが24.5メートルあったことを鑑みると、保護帽の着用のみをもって、事故の防止に寄与しうる一定の措置を講じていたとは到底いえない。

よって、本件災害は、審査請求人が、安衛法令に規定される墜落による危

険を防止するための直接的かつ具体的な措置を何ら講じておらず、当該規定に明白に違反し、また、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じなかったことから、発生したことが認められる。

4 審査請求人の主張について、以下、検討する。

審査請求人は、審査請求書において、「災害時の状況を見た者がいないため、墜落原因は不明である。事故前、被災者が行っていた作業は立馬を使用しての鉄筋切断作業であり、その作業を終えて休憩時間にはいった時、災害は発生した」ことをもって、労災保険法31条1項3号に該当しない旨主張している。反論書においても同様の主張をしている。

しかしながら、本件被災者は本件塔屋の4階屋上の東面パラペットの端から墜落したものと推定するのが妥当であるところ、安衛法及び安衛則に規定された措置を講じることは、安衛法3条で定める労働災害防止のための最低基準として定められた審査請求人の義務であるから、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所（本件塔屋の4階屋上の端）の存在を、審査請求人に代わって危害防止に関する事項を管理する責任を有する者が認識していたにもかかわらず、当該義務を全く履行しなかったことにより発生した本件災害は、「事業主が重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に当たるといふべきである。

よって、審査請求人は、安衛法令に定める危険防止措置を講じていたとはいえず、また、本件災害は、本件局長通達記の2（1）イ「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合」に該当し、審査請求人は、本件課長通達記の1の「（防止措置が）不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていた」と認めることはできないため、本件災害は、労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するといふことができる。

5 以上より、本件決定は、違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

（1）本件審査請求の受付（令和7年2月4日）から本件諮問（同年9月2日）までに約7か月の期間が経過しているところ、本件審査請求の受付から補正の求め（同年3月5日）まで約1か月、補正書の受付（同月12日）か

ら審理員の指名（同年4月4日）まで約3週間、審理員意見書の提出（同年6月20日）から本件諮問まで約2か月半の期間を要しているが、このような期間を要したことに特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、手続の迅速化を図ることが求められる。

- （2）上記（1）で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件決定の違法性又は不当性について

（1）本件局長通達及び本件課長通達の定めについて

ア 労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害」について、本件局長通達記の2（1）イは、「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」に同号を適用するよう指示している。

イ 本件課長通達記の1は、本件局長通達記の2（1）イの取扱いについて、「当該規定に明白に違反した」とは、送検事例の全てが該当するものではなく、「何ら防止措置を講じていなかったと認められる場合に費用徴収すべき事案に該当するものであり、不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていたと認められるときには、該当しない」と指示している。

ウ 労災保険法31条1項3号の規定に鑑みれば、本件局長通達及び本件課長通達の内容は、同号の解釈として一応の合理性を有すると解される。

- （2）審理員及び審査庁は、本件審査請求の論点は、本件災害が労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するか否かであるとして、以下のとおり判断している。

ア 高さが2メートル以上の高所での作業を行う場合の危険を防止するための措置については、安衛法21条2項、安衛則519条1項及び2項に規定されているところ、本件では、審査請求人は、地上から24.5メートルの高さの本件塔屋の4階屋上の端に囲い、防網等を設置しておらず、本件被災者に要求性能墜落制止用器具を使用させていなかった。

イ 現場代理人は、高所で作業すると墜落する危険があることを認識しておきながら、本件被災者に要求性能墜落制止用器具を使用する旨の指導を行っていなかった。

ウ 本件現場では、危険予知活動やリスクアセスメントが実施されているものの、「高所からの墜落」といった危険性の特定が抽象的で不十分であり、事前の対策が不十分であった。

(3) 上記(2)の審理員及び審査庁の判断について検討する。

ア 処分庁は、審査請求人による危険防止措置義務違反の有無について、本件現場において、本件塔屋の4階屋上を作業床として、本件建築物を解体する作業を行わせるに当たり、同作業床は地上からの高さが24.5メートルあって、その端から墜落することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業の性質上、本件塔屋の4階屋上の端に囲い等を設けることが著しく困難であったので、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならなかったのに、その措置を講じず、もって労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するための必要な措置を講じなかった（弁明書の添付資料4「労働者災害補償保険法第31条の規定に係る費用徴収決議書」という安衛則519条2項違反があったと判断した。これに対し、審理員及び審査庁は、前記(2)アのとおり認定するだけで、安衛則519条2項違反を検討する前提として、本件被災者が落下したと推測される場所が「墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所」であり、同所に「囲い等を設けることが著しく困難であった」といえるかについて検討していない。

よって、本件局長通達記の2(1)イの「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」に該当するかについての調査検討が不十分である。

イ 審理員及び審査庁が、前記(2)イのとおり「現場代理人は、高所で作業すると墜落する危険があることを認識しておきながら、本件被災者に要求性能墜落制止用器具を使用する旨の指導を行っていなかった」と判断していることについて、当審査会から審査庁に対し、災害調査復命書に記載された同様の記述のほかに現場代理人からの聴取書等これを裏付ける資料の提出を求めたところ、審査庁は、当該資料は保有していないと回答した（主張書面の提出の求めについて（回答））。

加えて、一件記録をみてもこれを裏付ける証拠書類は見当たらない。

むしろ、本件災害当日の安全ミーティングでは、本件被災者ら作業員に

対し「高所からの墜落転落事故のないように、親綱、安全帯を使用し、手元足元注意して作業すること」との指示がされ（審査請求人主張書面添付の「安全日誌」）、本件災害当時、本件塔屋の４階には親綱が張られていたこと（災害調査復命書、災害調査復命書添付見取図第１１号）に照らせば、審査請求人において不十分ながらも、本件災害防止のための措置を採っていたとかがわせる事情も存在する。

一件記録からは、本件被災者が要求性能墜落制止用器具を使用していなかったことは明らかであるものの、本件被災者において、審査請求人の指導にもかかわらず、同器具を使用していなかった可能性を排斥し得ない。

よって、本件課長通達記の１の「（防止措置が）不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていた」場合に該当するかについての調査検討が不十分である。

ウ 審理員及び審査庁が、前記（２）ウのとおり、「本件現場では、危険予知活動やリスクアセスメントが実施されているものの、『高所からの墜落』といった危険性の特定が抽象的で不十分であり、事前の対策が不十分であった」と判断していることについて、当審査会から審査庁に対し、これを裏付ける資料の提出を求めたところ、審査庁は、処分庁が災害調査時に現認したものであり、災害調査復命書にその旨記載があると回答した（主張書面の提出の求めについて（回答））。

しかしながら、災害調査復命書には上記結論のみが記載されているものであって裏付けとして十分な内容であるとはいえず、一件記録をみてもこれを裏付ける証拠書類は見当たらない。

危険予知活動やリスクアセスメントの具体的な内容によっては、審査請求人において不十分ながらも、本件災害防止のための措置を採っていたと評価される余地があるから、本件課長通達記の１の「（防止措置が）不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていた」場合に該当するかについての調査検討が不十分である。

エ 上記のとおり、審理員及び審査庁において、本件災害が労災保険法３１条１項３号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するか否かについての調査検討を尽くしたとはいえず、改めて調査検討した上で、審査請求人から費用徴収するか否かを判断すべきである。

３ まとめ

以上によれば、本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一